

# 情勢報告

(公益社団法人) 全国私立保育連盟  
常務理事 ●●●●

# 保育を取り巻く状況

令和6年(2024)  
人口動態統計(確定数)

【調査結果のポイント】

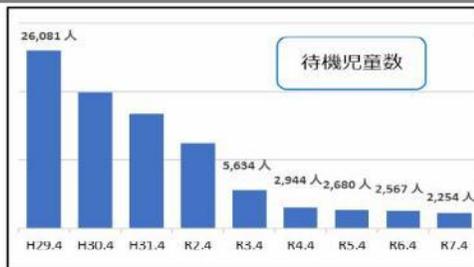
- 出生数は、686,173人で過去最少(9年連続減少) (対前年41,115人減少)
- 合計特殊出生率は、1.15で過去最低(9年連続低下) (同0.05ポイント低下)
- 死亡数は、1,605,378人で過去最多(4年連続増加) (同29,362人増加)
- 自然増減数は、△919,205人で過去最大の減少(18年連続減少)  
(同70,477人減少)
- 死産数は、15,323胎で減少  
(同211胎減少)
- 婚姻件数は、485,092組で増加  
(同10,351組増加)
- 離婚件数は、185,904組で増加  
(同2,090組増加)

# 令和7年4月の待機児童数のポイント

## ① 待機児童の状況

待機児童数：2,254人(対前年▲313人)

- ・約87.9%の市区町村(1,530自治体)で待機児童なし
- ・待機児童数が50人以上の自治体は5自治体に減少。  
(100人以上の自治体は1自治体)



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R7年度	1,530	206	4	1
	87.9%	11.8%	0.2%	0.1%
対前年	6	▲5	0	▲1
R6年度	1,524	211	4	2

## ② 待機児童数について

令和7年4月の待機児童数については、

- ・保育の受け皿拡大
- ・就学前人口の減少

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・保育士を確保できなかったことによる利用定員の減
- ・申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もある。



## ③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ(申込者数)は減少傾向にあるが、

- ・女性就業率(25~44歳)の上昇傾向(R5:80.8%→R6:81.9%※)
- ・共働き世帯割合の増加(R5:75.6%→R6:77.3%※)

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの地域の事情についても注視が必要。

一方、定員充足率は全国的に逡減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要。

※ 総務省「労働力調査」

## 今後の取組方針

- 令和7年度以降は、「保育政策の新たな方向性」に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していきう、取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体等に対しては、丁寧にヒアリング等を行い、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて自治体と連携しながら待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援や手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援を行うとともに、保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保を図っていく。
- また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進めていく。

# 地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和7年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.3%と全国平均（88.4%）より高い一方で、過疎地域においては74.6%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は5年間で▲3.2%に対して、過疎地域では▲8.4%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、3割を超える自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

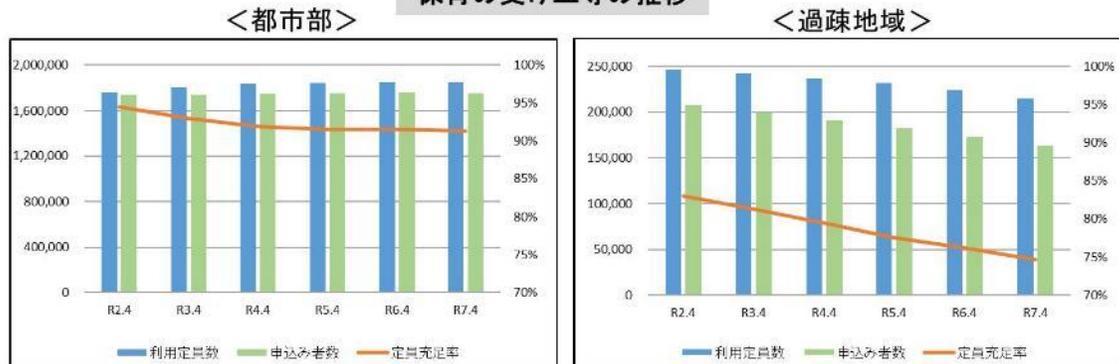
	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,850,976人	1,754,598人	1,690,589人	1,397人	91.3%
過疎地域	215,382人	162,873人	160,782人	59人	74.6%

※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.9【表5】【表6】の値と一部異なる。

定員充足率の推移

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%

保育の受け皿等の推移



<定義>

都市部：首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(指定都市・中核市含む)とその他の指定都市・中核市(334自治体)

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)に基づく「全部過疎市町村」(713自治体)

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上(43自治体)。

人口減少を見据えた対応の検討状況



検討内容



## 2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題③）

### 現状・課題③

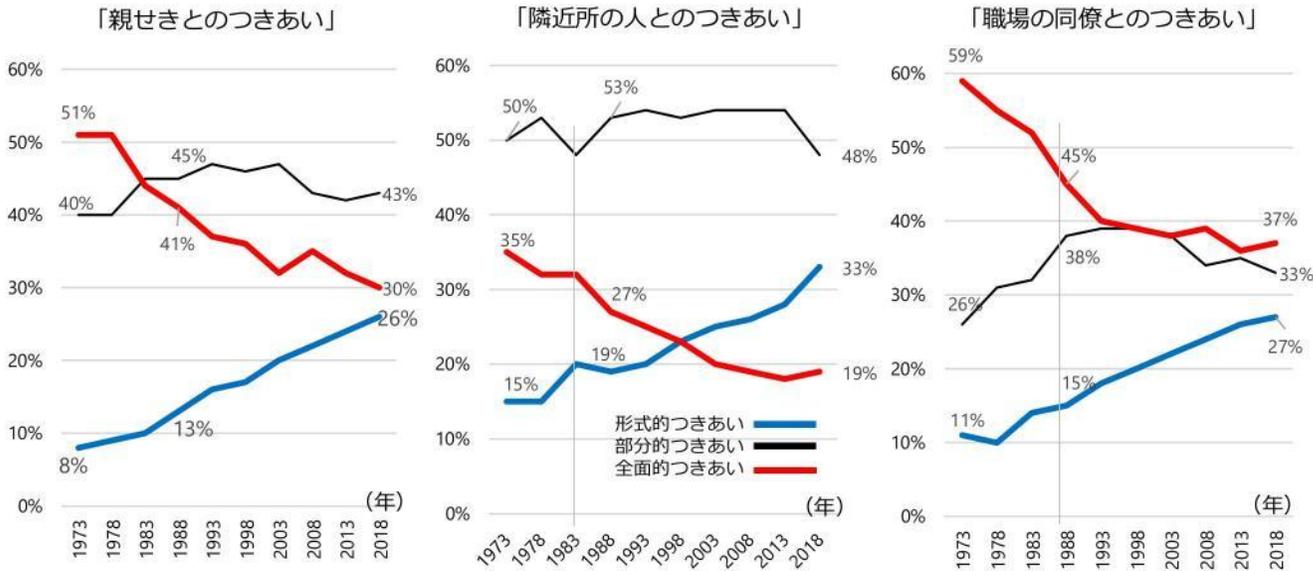
#### （地域づくり・地域との連携・協働）

- 包括的な支援体制の整備にあたっては、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に組み合わせていない状況が見られる。
- また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

#### （包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

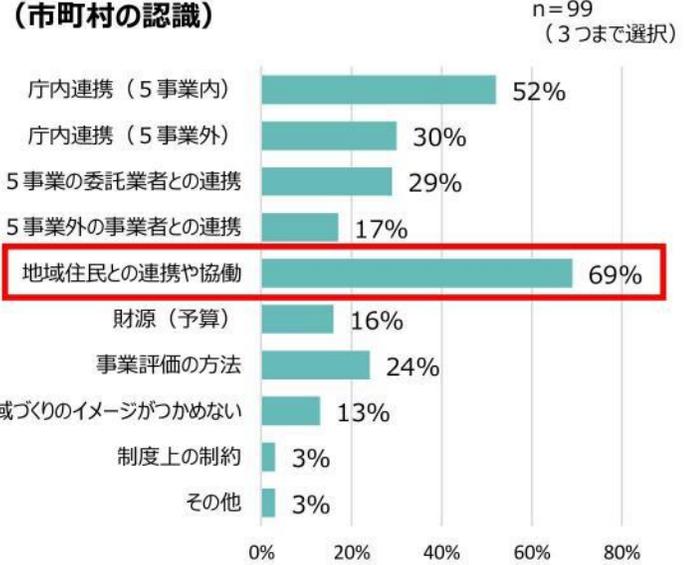
- こども・若者支援については、こども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの取組が進められてるが、こども期から若者に至る過程での支援が継続しないこと、関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないとの指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていなかった面もある。

### 《地域における支え合いの変容》



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」（注）「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。  
 「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい 「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい  
 「全面的つきあい」：なにかにつけ相談したりたすけ合えるようなつきあい

### 《地域づくりにおいて重要と思う課題》



（※）5事業とは、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に含まれる「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を指す。  
 ○ 令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業  
 「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」「地域づくり」推進のための手引き  
 地域共生社会の実現に向けて～」（株式会社Ridlover）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

## 事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

## 事業の概要

### (1) 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

#### 【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

#### 【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）又は過疎地域に準ずる市町村（※）  
※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

#### 【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。  
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

#### 【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組 ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③こども・子育てで家庭を支援する取組 ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤地域づくりのための取組

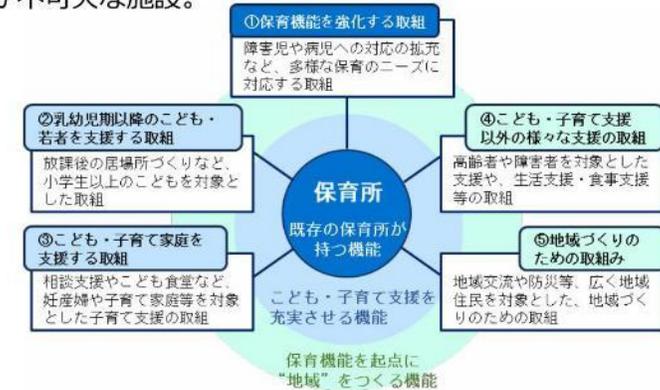
### (2) こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

#### 【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

#### 【対象自治体】

- 市区町村



## 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可） ※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】 (1) 及び (2) の事業：（一般型）1自治体あたり 10,000千円 ※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。  
また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

(1) の事業：（被災地型）1自治体あたり 15,000千円 ※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

# 保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）（概要）

（令和7年4月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

## 【背景等】

- 現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過。
- **こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、令和5年12月には「こども大綱」や「はじめの100か月の育ちビジョン」が閣議決定。**乳幼児期は、こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要**であることが示されている。
- 昨年12月に公表された「**保育政策の新たな方向性**」では、待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」から、「**質の向上**」へと大きく方向性を転換することが示された。
- 保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながるこどもなど、**多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援**、こどもが多様な人々と関わりながら育つための**地域との関わりや地域資源の活用**、感染症や自然災害への対応といったこどもの**健康と安全の確保**などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、**子育て支援の充実**も期待。
- こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、**文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮**することが定められた。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、**教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要**。

## 【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

- **こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、こどもが**主体的に遊び育つこと**を保障する保育の在り方をどのように考えるか。
- **乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長**を保障するため、**0歳から学童期との接続まで**を俯瞰（ふかん）した保育の在り方をどのように考えるか。
- **心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ち**を保障するための保育の在り方をどのように考えるか。
- **多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための**、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- **質の高い保育を支える職員の資質の向上等**の在り方をどのように考えるか。
- **設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策**についてどのように考えるか。

※ これらに関連する事項を含め、**保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきたい。**

## 第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

### 1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

### 2. 幼児期の発達の特徴

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

### 3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



## 第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

### 1. 幼児教育の基本に関する事項

#### (1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

#### (2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_02697.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)）
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特徴や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

#### (3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

#### (4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしていたり、幼児を当てはめて、できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

#### (5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

# こども政策の推進

# こども基本法

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① **大綱の案を作成**
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

**施行期日：令和5年4月1日**

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方を検討

# こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。  
9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

## こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

**目的**：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

**基本的な方針**：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

**重要事項**：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

**施策推進の必要事項**：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進等

## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
  - ①こどもの**権利と尊厳**
  - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
  - ③**切れ目なく**育ちを支える
  - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
  - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

## こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
  - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がえられる
  - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
  - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
  - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

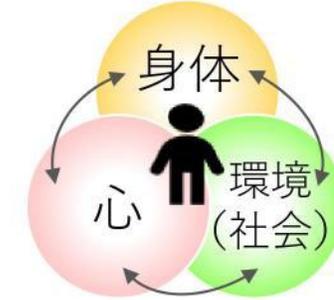
✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

## 目的

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

全てのこどもの生涯にわたる  
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）  
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

### 2

### 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、  
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の  
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3

### 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

### 4

### 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

### 5

### こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点  
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門連携やコーディネーターの役割も重要



## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが  
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

令和7年度

保育政策の新たな方向性

令和10年度末

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)  
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

## 法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

## 法案の概要

### （1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

### （2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

### （3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定子ども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。  
 （※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。  
 保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者を子ども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

## 施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

## 改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver.3として発出予定。

## 改正案の概要

### 1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
  - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
  - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
  - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
  - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

### 2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

### 3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

### 4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

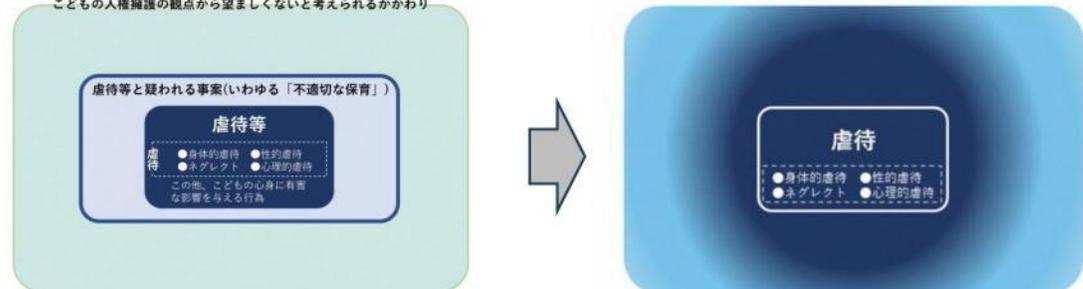
概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき。**
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理。**
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施される必要がある。

ガイドライン目次

- I はじめに
  1. 本ガイドラインの位置づけ
  2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について
  3. 保育所等における虐待について
    - (1) 虐待について
    - (2) 「不適切な保育」について
- II 保育所等における対応
  1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
    - (1) こどもの権利擁護について
    - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
    - (3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
  2. 市町村等への相談
    - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
    - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
  3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
  4. さらにより良い保育を目指す
- III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応
  1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
  2. 虐待対応の全体像と体制整備について
    - (1) 虐待対応の全体像
    - (2) 体制整備
  3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
    - (1) 通報受理時に確認する事項等
    - (2) 個人情報保護との関係
    - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
  4. 事実確認の準備と実施
    - (1) 通報内容の情報共有の実施
    - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
    - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
    - (4) 初動対応の決定
    - (5) 事実確認の実施
  5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
    - (1) 虐待の具体的な判断過程
    - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
    - (3) 虐待と判断される行為の指標
    - (4) 指標に基づく判断の具体例について
    - (5) 判断後の対応
    - (6) 虐待と判断した場合の対応
    - (7) フォローアップ
    - (8) 児童福祉審議会への報告等
    - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

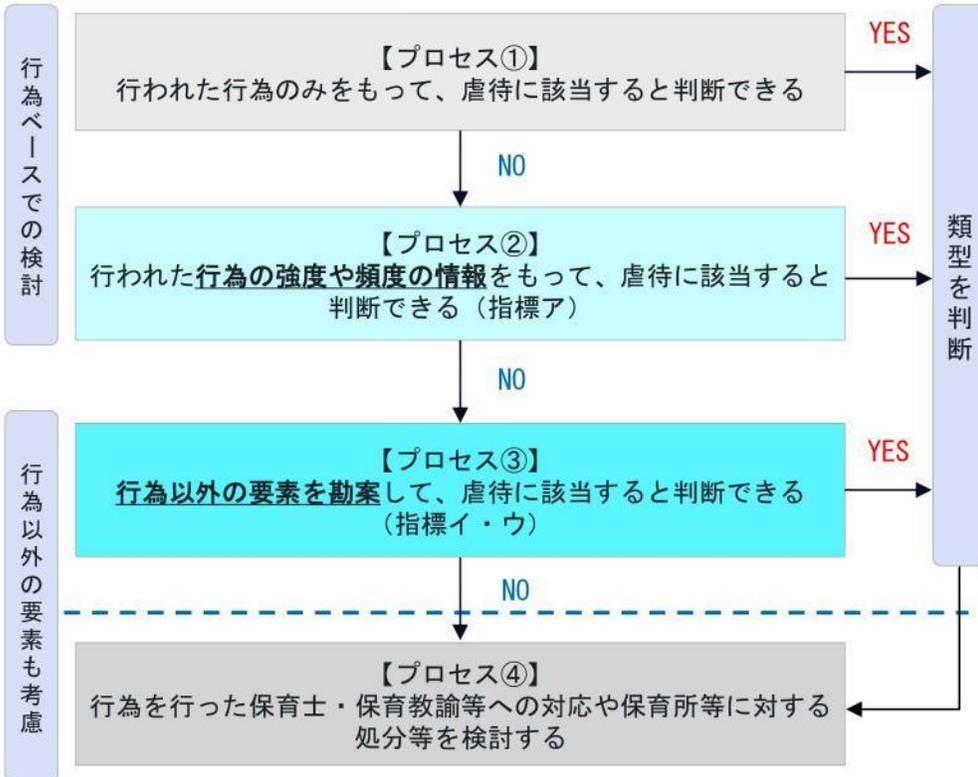
IV 参考資料

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずは子どもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ 子どもの状況・子どもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。
  - ア 行為の強度・頻度
  - イ 保育士・保育教諭等の意図
  - ウ 子どもの状況・子どもへの影響

行為の内容	判断
<p>3歳児の子どもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、<u>「苦手を克服させる意図」で、繰り返し食べるよう促していた</u>。しかし、子どもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、その子どもを<u>「大声で注意し、子どもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、子どもは嫌々ながらそれを食べた</u>。その後も、保育士はその<u>「子どもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した</u>。しばらくして、保護者から、「<u>給食の時間が嫌で、子どもが保育園に行きたがらなくなった</u>。」と相談があった。</p>	虐待
<p>（考え方のポイント）</p> <p>【プロセス①】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行為に着目すると、「<u>「大声で注意し」</u>ている点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。</li> <li>○ また、「<u>「子どもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」</u>こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。</li> </ul> <p>【プロセス②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一方で、「<u>「嫌がる子どもに無理やり食べさせる」</u>といった行為が「<u>毎日のように繰り返し」</u>行われていることも勘案すると、<u>「不必要な指導が行われており、虐待に該当する</u>。」</li> </ul> <p>（【プロセス③】）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、当初は「<u>「苦手を克服させる意図」</u>であったが、その後、「<u>「嫌がる子どもに無理やり食べさせる」</u>以外の他の方法を検討せずと同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。</li> <li>○ 保育士による行為の結果、子どもは「<u>「保育園に行きたがらなくなった」</u>であり、子どもへの重大な影響があったと捉えられる。</li> </ul>	

# こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

## 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

## 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

### 対象事業者

#### 学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

#### 民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象業務

#### 学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

#### 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

## 対象事業者に求められる措置等

### 安全確保措置

#### 1 日頃から講ずべき措置

- ・ 勤務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条等)

#### 初犯防止対策

#### 3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - － 学校設置者等の現職者
    - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - － 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

#### 再犯防止対策

#### 2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

#### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとして防止措置は必須。詳細はガイドラインで示す予定。

#### 防止措置

### 情報管理措置

#### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

## 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

# こども性暴力防止法 ①

この法律の主な内容(中間とりまとめ素案より)

- 性犯罪歴のある人が教育・保育など、こどもに関わる仕事に就けないようにする仕組みの導入
- ここでいう「こども」は0歳～18歳
- 確認される性犯罪は「強制わいせつ罪」や「公然わいせつ罪」などの刑法だけでなく「痴漢」「盗撮」などの迷惑防止条例も含まれる。
- 特定性犯罪前科の確認対象 「拘禁刑(服役):刑の執行終了等から20年」「拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年」「罰金:刑の執行終了等から10年」

## こども性暴力防止法 ②

この法律の主な内容(中間とりまとめ素案より)

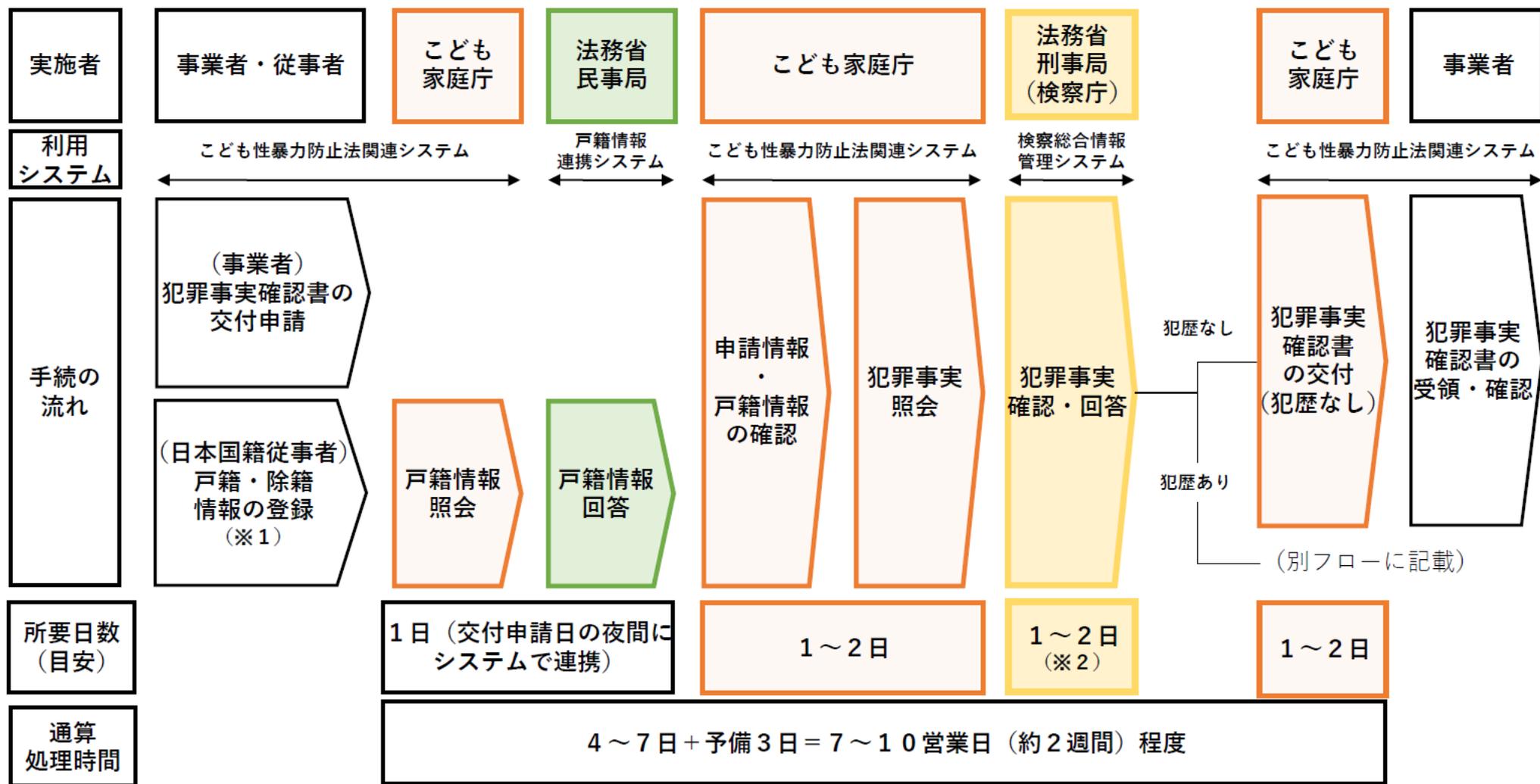
- 義務対象となる施設は保育園などの児童福祉施設、幼稚園～高校までの教育施設
- 任意での対象となる施設は、民間教育等施設(スイミング、学習塾、技芸)、認可外保育施設
- 対象となる施設で就労していて子どもに関わる職種は全員、過去の性犯罪の履歴を照会します。職員個別の公表はしませんが、施設ごとに全職員が照会済みであることを利用者に知らせる必要があります。
- 照会が終了した施設には、そのことを示す掲示物が交付されます。
- 教育・保育現場における性暴力防止のための体制整備(職員研修、防カメなど)
- こども自身への啓発や、相談・支援体制の強化

## こども性暴力防止法 ③

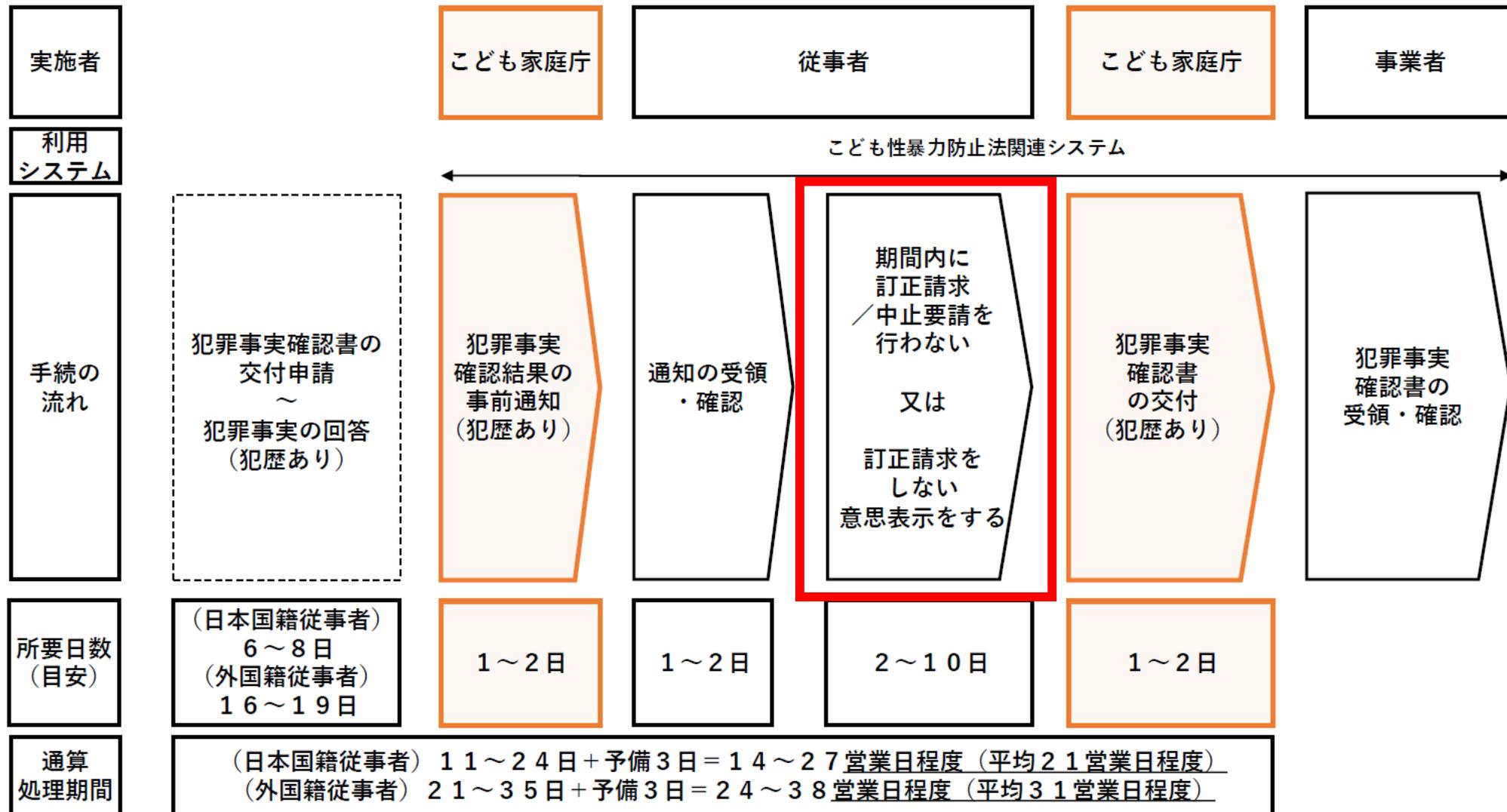
### ◆この法律において私たちが行うこと

- 私たち保育園職員にとって大切なのは、日々の関わりの中で「こどもの安全と安心を最優先にする」ことです。ちょっとした違和感や不安を見逃さず、職員同士で声をかけ合い、必要に応じて園長や関係機関に相談することが求められます。
- この法律は『特別なことを新しく行う』というよりも、これまで以上にこどもの権利と安全を守る意識を高めることを目的としています。職員一人ひとりが子どもの人権を理解し、日常の保育の中で実践していくことが大切です。
- 現在、こども性暴力防止法準備検討委員会で法律の細部が検討されています。年末までに話し合われたことをまとめ、ガイドライン等を作成し、令和8年12月までにこの法律が施行されることが決まっています。施行されると私たちはひとりひとり「犯罪事実確認」の手続きが求められます。「犯罪事実確認」のフローは別紙で説明します。

# 犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)



# 犯罪事実確認の事務フロー(③特定性犯罪歴あり・訂正請求／犯罪事実確認の中止要請なし)



# 犯罪事実確認書のイメージ

## 犯罪事実確認書

・ 申請番号 × × × × - × × × × - × ×

・ 確認日：令和 年 月 日

(犯歴なしの場合)

・ 上記申請番号に係る申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない。

(犯歴ありの場合)

・ 特定性犯罪事実該当者の区分：第二条第八項第○号

・ 特定性犯罪の裁判が確定した日： 年 月 日

※法定記載事項のほか情報管理の留意事項等を明記

# 今のうちに準備する「こ性防法」①

## 【事業者の準備】

- 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- 犯罪事実確認は基本的にシステム上で行います。そのため、各法人で「GビズIDプライム」の「GビズIDアカウント」の取得が必要になります。
- 「GビズIDアカウント」の取得には、①パソコンもしくはタブレット、②登記上の代表者のマイナンバーカード、③マイナンバーカードを読み取ることが可能なスマートフォン、④「③」のスマホに「マイナポータル」「GビズIDアプリ」をダウンロード、⑤電子証明書暗証番号、⑥利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- 「GビズIDアカウント」の取得は登記上の代表者ご自身が、ご自分で行うことが望ましいと考えます。登記上の代表者以外の名前で「GビズIDアカウント」を取得することはできません。

# 今のうちに準備する「こ性防法」②

## 【職員への告知】

- 「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明(この資料をご活用ください)
- 犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- 犯罪事実確認は事業所の作業だけでなく、対象職員がご自身で行っていた作業があります。
- 対象職員は「こ性防法」のシステムへご自身のマイナンバーカードの情報をアップロードする必要があります。(戸籍情報のアップロード)
- マイナンバーカードの取得、マイナポータルのダウンロード、マイナンバーカードが読み取り可能なスマホの準備

# こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

令和7年度～ 保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	高谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	北野久美
社会福祉法人	日本保育協会	新保雄希

# 令和7年度子ども・子育て支援等分科会(1)

日程	議事内容	発言要旨
8月 4日 (月)  第11回	(1) 子ども・子育て支援関係制度改正等の状況について (2) こどもまんなか実行計画2025の策定について (3) こども誰でも通園制度の施行について (4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について (5) 保育施策関係の最近の動向について (6) こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少地域においては、認可保育所の最低定員の20人を下回った児童数の園が多数ある。仮に児童数が20人の半分の10人となっても、公定価格上は20人単価で積算されることとなる。単価は小規模保育事業の12人区分よりもかなり低く設定されており、バランスを欠いている。恒常的に定員を上回る園には減算措置が適用されているので、反対に、20人定員の園が恒常的に定員を下回った場合には、新たな加算措置の実施をぜひお願いしたい。</li> <li>・公定価格の充実については、今後とも人事院勧告の内容に準拠するとともに、その算定にあたっては事業に必要な項目を積み上げて積算する方法を堅持していただくよう、さらに、保育士等の俸給の格付けにあっては、平均経験年数の実態や、職員の役割と責任に応じたものとするよう、改善をお願いしたい。また、職員の配置基準については、保育士は当然として、保育士以外の調理員、事務員等の配置改善にもぜひ取り組んでいただきたいと強く要望する。</li> <li>・急激な物価高騰への対応について、全私保連が行った実態調査によれば、特に給食食材費と水道光熱費は令和6年度において対前年比だけでも10%を超える増支出となった施設が3割程度となっている。その対策として国が地方に拠出した交付税による対応も、自治体によって大きなばらつきが見られた。国の物価高騰への対策が自治体の判断でこども関連の支出に回されない、ということがないように制度設計や対応をお願いしたい。</li> <li>・こども性暴力防止法の施行への対応として、法施行を1年半後にひかえ、すでに採用した職員で該当者があった場合など困難ケースに対応するためのガイドライン等の作成・周知を早期に実施していただき、現場が混乱しないような取り組みをお願いしたい。</li> </ul>

※第10回は令和7年4月18日に持ち回り開催

## 令和7年度子ども・子育て支援等分科会(2)

日程	議事内容	発言要旨
10月 20日 (月)  第12回	(1) 令和8年度予算概算要求について (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について (3) 公定価格について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>こども誰でも通園制度</b>に関して、利用者数が対象となる子どもの数に比して少なすぎる印象である。制度の趣旨はすばらしく、新しい財源を措置して実施する意義は大きい、現場では制度の認知度がなかなか上がらない。自治体の取り組みや施設側のモチベーションに課題があると感じる。<b>特に広報や補助単価の低さに問題があるように思うので、引き続き検討会で議論を進め改善していただきたい。</b>また、<b>家庭での子どもの虐待等が疑われる場合には、施設と自治体等が連携して対応すべきとされている。</b>しかしながら、子どものあざや傷を指摘された保護者が、次回からは同じ施設を利用しない場合や、あえて連携の取りづらい近隣自治体の施設への預け替えをするケースも考えられる。こうした場合に備え、「在住する自治体の責任」を「手引き」で明確に位置づけ、<b>広域利用の場合でも虐待等が疑われる場合は在住する自治体を中心となって必要な情報のやり取りを行い、子どもを守る必要があると考える。</b></li> <li>・<b>職員配置基準</b>について、資料によれば3、4、5歳の改善後の配置基準を満たしている施設が9割を大きく超えている。制度の趣旨に鑑み、<b>4・5歳児配置改善加算におけるチーム保育推進加算を受けている施設への不適用をやめるとともに、1歳児配置改善加算の「保育士の平均経験年数等の要件の撤廃」</b>をぜひお願いしたい。</li> <li>・<b>今般の急激な物価高騰</b>に関して、個別費目の積み上げによる算定の中で、物価の公定価格への適時かつ適切な反映をお願いしたい。</li> </ul>

# 保育三団体協議会の取り組み

R7幹事団体は全私保連

# 令和7年度 保育三団体協議会

日程	議題
令和7年4月7日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリング
令和7年4月18日	自民党新しい資本主義実行本部物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPTヒアリング
令和7年6月2日	(1)令和8年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)こども家庭審議会諮問に関する事前説明について
令和7年6月3日	医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟出席
令和7年6月16日	保育三団体とこども・保育政治連盟意見交換会
令和7年6月17日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出
令和7年9月30日	コア会議 (1)令和7年度保育三団体協議会・こども・保育政治連盟合同セミナーについて (2)物価高騰に係る緊急要望の取り扱いについて
令和7年10月23日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席
令和7年10月30日	自民党医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟総会出席

# 令和8年度 保育関係予算要望

令和7年6月17日  
保育三団体代表者連名

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
  - 公定価格の改善
  - 保育士等の配置改善
  - その他の職員の配置改善
  - 保育DX を推進するための経費
3. 急激な物価高騰への対応をお願いします
4. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください
5. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください
6. 保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください
7. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

# 人勸及び処遇改善について

# 本年の給与勧告のポイント①

## 月例給

民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(\*) 15,014円 (3.62%) を解消するため次のとおり改定

\*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

### ✓ 俸給

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

### ✓ 本府省業務調整手当

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

### ✓ 特地勤務手当等

- ▶ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返し分(\*) 1,399円 \*俸給の改定により諸手当の額が増減する分

## ボーナス

直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月

- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

(一般の職員の場合の支給月数)

- 民間の支給状況に見合うよう引上げ  
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に  
0.025月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度以降	期末手当	1.2625月	1.2625月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月

## 「令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について」における 所長等の格付けの変更について

標記通知について本日付けで発出したところ、令和7年度においては、本俸基準額等の各金額のほか、「3 人件費関係」における所長等の格付けについて、号俸の切り替えに伴って、以下の変更をしている。

	変更後の格付け	変更前の格付け
所長	(福)2-29	(福)2-33
主任保育士	(福)2-13	(福)2-17
調理員等	(行二)1-21	(行二)1-37

※保育士は(福)1-29から変更していない。

この変更は、令和6年人事院勧告において、別紙のとおり見直しが行われたことに伴うものであり、格付けについて実質的な変更を行ったものではないことに留意されたい。なお、俸給月額についても以下のとおり変更は生じていない。

変更後の格付け	変更前の格付け	俸給月額
(福)2-29	(福)2-33	282,900円
(福)2-13	(福)2-17	269,200円
(行二)1-21	(行二)1-37	216,600円

# 保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

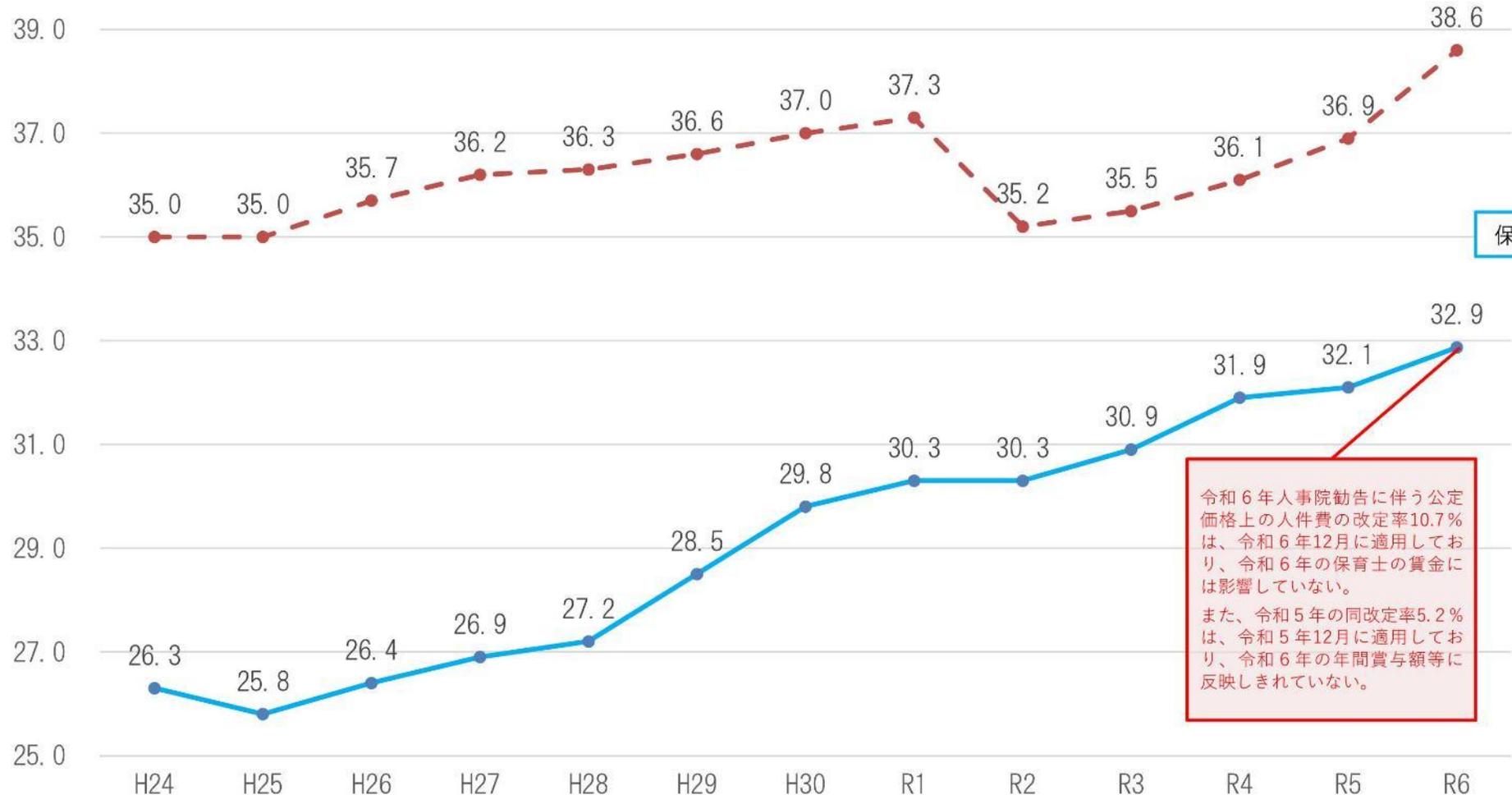
※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施 (恒久化)

# 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収（万円）



令和6年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率10.7%は、令和6年12月に適用しており、令和6年の保育士の賃金には影響していない。  
また、令和5年の同改定率5.2%は、令和5年12月に適用しており、令和6年の年間賞与額等に反映しきれていない。

資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

# 保育士等の処遇改善の仕組み

		目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	<b>■ 認定申請</b> ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3）  <b>【区分2・3のみ必要な書類】</b> ③ 賃金改善計画書（※4）  <b>【区分3のみ必要な書類】</b> ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4）  <b>■ 実績報告【区分2・3のみ必要】</b> ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	
	区分3	技能・経験の向上に応じた賃金の改善〔質の向上分〕	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）	④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A（（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数） 5千円×人数B（（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数）	
人事院勧告による改善分	人勤に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	－	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	－	

（※1）年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。

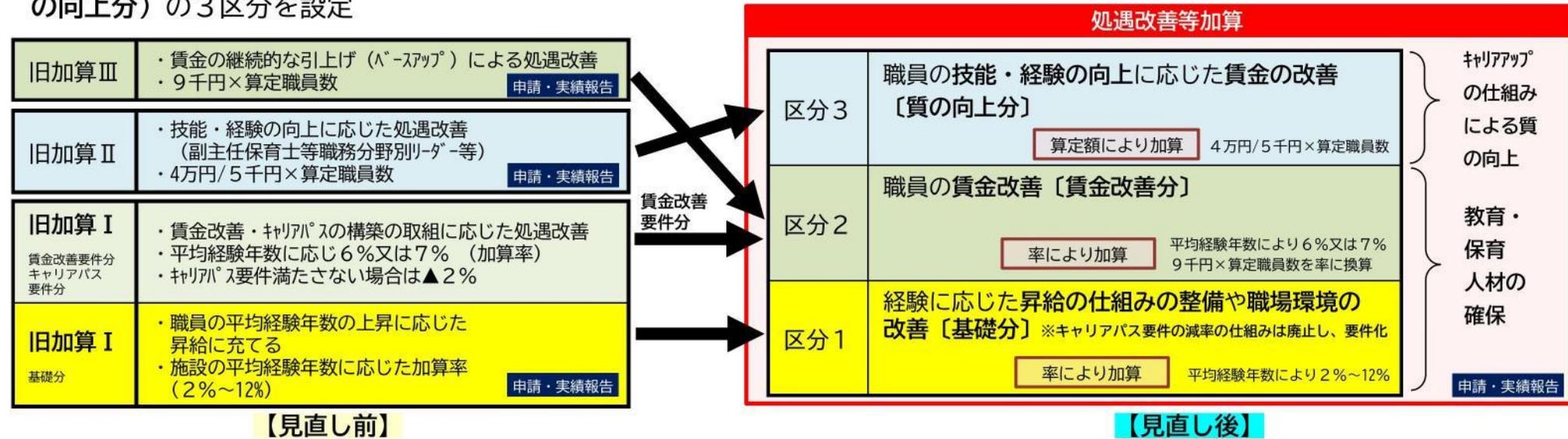
（※2）経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。

（※3）過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。

（※4）過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

# 処遇改善等加算の一本化について（令和7年度～）

- 旧加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算」に一本化
- 旧加算の目的・趣旨を踏まえ、見直し後の加算の中に、「区分1」（基礎分）、「区分2」（賃金改善分）、「区分3」（賃金の向上分）の3区分を設定



- ▶ 賃金改善を目的とした見直し前の旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）と旧加算Ⅲは区分2に統合
- ▶ キャリアパス構築要件について、旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、区分1の要件として設定（1年間の経過措置）
- ▶ 見直し後の加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。

- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分の柔軟化や賃金改善の確認方法等の見直しを実施

配分方法 （区分2・3）	旧加算Ⅰ（賃金改善分）：基本給・手当・賞与又は一時金等 旧加算Ⅱ：基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 旧加算Ⅲ：2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善	区分2・区分3：1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ※ 区分3は従前どおり基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
配分方法 （区分3）	一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象 4万円支給を1人以上	施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能。 ※ 研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。
算定方法 （区分3）	4万円分：「4万円支給を1人以上」を満たすと「基準人員×1/3」の人数で算定。 5千円分：「基準人員×1/5」を配置すると「基準人員×1/5」の人数で算定。	施設の規模に応じた副主任保育士の複数人配置を推進。職員数A、Bの人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付 ※（基準人員×1/3(1/5)）と研修修了者数の少ない方の数で算定。 ※ 4万円は研修修了見込みの者で算定可能（1年間の経過措置）
確認方法	加算額を賃金改善等に充当したかの確認を旧加算Ⅰ（賃金改善要件分）ⅡⅢごとに実施（実績報告書最大9枚）	区分2・3の加算総額で確認（実績報告書最大3枚） ※ 加算額以外の部分で賃金水準を下げているかも確認。

※ ほか、旧加算では、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることを特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

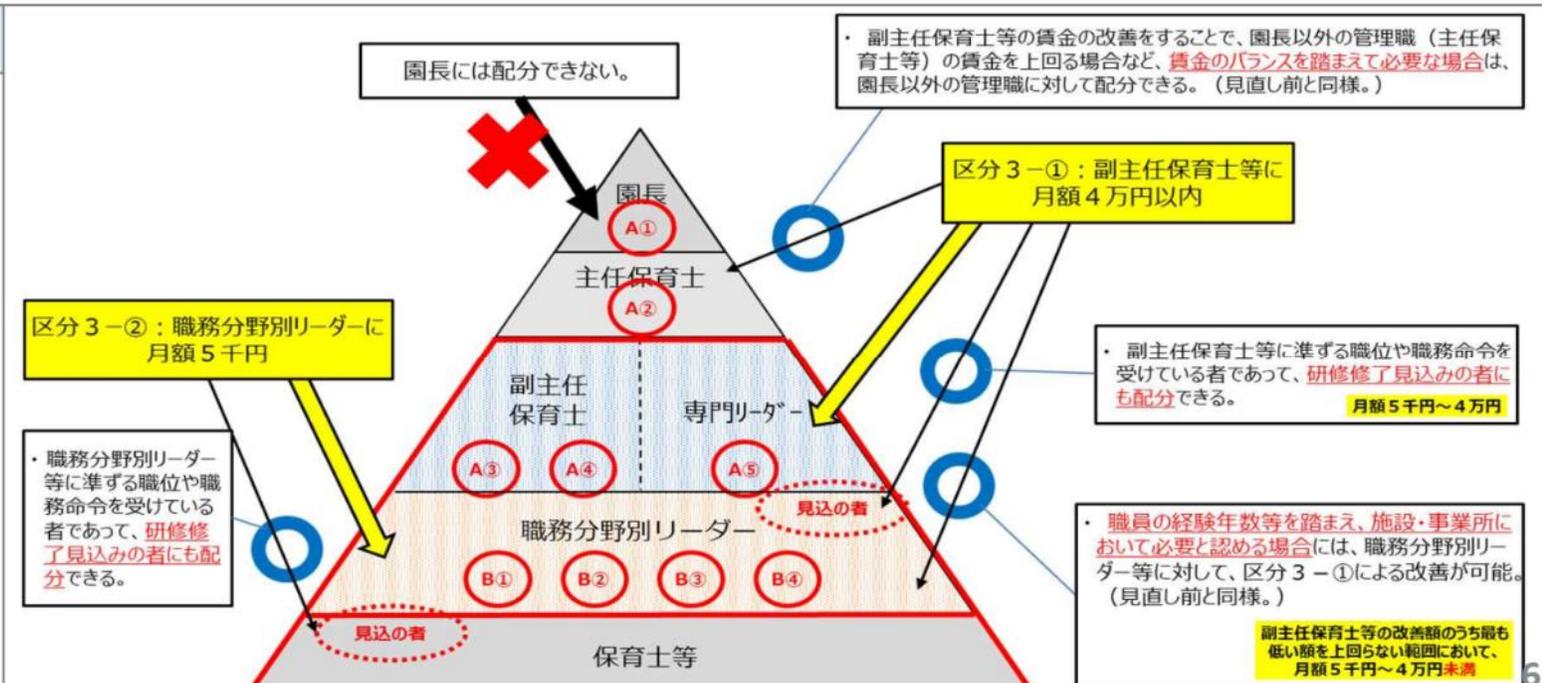
## 処遇改善加算制度 新旧対象ポイント

令和6年度までの基本構造	令和7年度からの基本構造
処遇改善等加算Ⅰ （基礎分、賃金改善要件分、キャリアパス要件分）	区分①（ <b>基礎分のみ</b> ）率による加算 平均経験年数により2%～12% * 定期昇給等に充当が可
処遇改善加算Ⅲ （賃金の継続的な引き上げ）	区分②（ <b>賃金改善分</b> ）率による加算 平均経験年数により6%または7% 9千円×算定職員数を率にして換算
処遇改善加算Ⅱ（技能・経験の向上に応じた処遇改善） いわゆる4万円／5千円の支給	区分③（ <b>質の向上</b> ）算定額による加算 4万円／5千円×算定職員数
令和6年度までの配分ルール	令和7年度からの配分ルール
処遇改善加算Ⅰ（賃金改善分のみ） 基本給、手当、賞与又は一時金により改善	区分②及び区分③ 1/2以上を基本給・決まって支払われる手当により改善 （ただし区分③だけは毎月支給）
処遇改善加算Ⅱ 基本給又は毎月支払われる手当	
処遇改善加算Ⅲ 2/3以上を基本給・決まって支払われる手当により改善	
4万円支給は1名以上	配分額は施設の状況に応じて考え、柔軟に対応ただし配分額は4万円/1名を上限とする 4万円支給は1名以上のルールは <b>撤廃</b> 、4万円を上限として <b>柔軟に配分が可能</b>
処遇改善加算Ⅱは、20%を上限として同一の設置者が運営する他の施設の賃金の改善に充てることが可	区分②（旧処遇改善加算Ⅰ＆Ⅲ）は引き続き可 区分③（旧処遇改善Ⅱ）は <b>不可</b>

令和6年度までの加算要件	令和7年度からの加算要件
<p>計算式により算出した人数（4万円支給分）が6名だった場合、令和7年度は経過措置により3分野受講修了者が<b>1名でも</b>在籍していれば、処遇改善加算Ⅱは<b>満額支給</b></p>	<p>加算算定人数内の受講修了者分のみ加算</p> <p>しかしこのルールを適用するとこれまで加算Ⅱで行っていた職員の賃金改善が止まる可能性が出てくる。これを避けるために、経過措置として以下の対応を決定。（令和7年5月23日発 FAQ 第2版）</p> <p>令和6年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設では、以下の条件を満たせば、令和6年度と同様の加算額を算定できます。</p> <p>令和7年4月1日時点で在籍している職員で、次の条件を満たす人も「研修修了者」とみなせる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①年度内に「別に定める研修」を修了する予定である。</li> <li>②その人が研修を受けることが施設の研修計画に明記されている。</li> <li>③本人に研修受講予定が周知されている。</li> <li>④その人が副主任保育士等に準ずる役職や職務命令を受けている。</li> </ul> <p>ただし令和8年度は受講修了者人数分の支給となるため、今年度中に加算算定対象人数を確保しておくことを推奨します。</p>
<p>長、主任はキャリアアップ研修の<b>対象外</b>、支給も<b>対象外</b> *法人役員の園長は除く</p>	<p>園長、主任もキャリアアップ研修の<b>対象</b>、<b>区分②は支給も対象</b>（法人役員の場合でも可）</p>

趣旨・目的	副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築するもの。 ※ 旧加算Ⅱに該当するもの。
対象者	特定の研修を修了した副主任保育士等、職務分野別リーダー等 ※ 研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。
主な要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない</li> <li>② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※） ※ 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。</li> <li>③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない</li> <li>④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善</li> <li>⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う</li> <li>⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知</li> <li>⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知</li> </ol>

加算額	
副主任保育士等：	$40,000円 \times \text{人数A}$ （基礎職員数 $\times 1/3$ ）と研修修了者数の少ない方の数）（※）
職務分野別リーダー等：	$5,000円 \times \text{人数B}$ （基礎職員数 $\times 1/5$ ）と研修修了者数の少ない方の数）
（※）人数Aについては、令和6年度に旧加算Ⅱを算定していた事業所においては、令和7年4月時点で在籍していた職員について、令和7年度に限り、研修修了見込みであっても「研修修了者」として算定できる。	



**おわりに**

ご清聴いただき、ありがとうございました。